

平成31年度 京都市立大将軍小学校「学校いじめの防止基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。そのことを鑑み、児童の尊厳を保持するために、いじめの未然防止・早期発見に努め、いじめへの対処を行うことが大切である。いじめの認知については、「けんか」や「ふざけあい」についても除外せず、児童の感じる被害性に着目して判断する。また、いじめが「解消している状態」についても具体的な要件を示して明確にした上で、解消に至るまで必要な支援を継続することが重要である。このことを受け、「学校いじめの防止基本方針」を定めることで、いじめ防止のための対策を総合的・効果的に推進することを目的とする。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題であり、どの子どもにも起こりうるものである。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、教職員の指導力向上とともに、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

(1) いじめ対策委員会の設置

委員会名 「大将軍小学校いじめ対策委員会」

(2) 構成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・教育相談主任・スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー・育成担任・低学年担当・高学年担当（代表1名ずつ）

(3) 役割

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認

- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応

(4) 開催時期

定例委員会は、生徒指導委員会（いじめ対策委員会含む）として第2火曜日に開催。（緊急対応の場合は、この限りではない。）

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

児童自身が価値ある存在であり、自分自身を大切に思う「自尊感情」を感じ取れる心の居場所づくりの取組を進める。まず、温かい学級経営や教育活動を開拓するためには、教職員の共通理解が不可欠である。教職員の何気ない言動が児童を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合もある。教職員は良きモデルとなり、信頼され、慕われるよう努める。また、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面で、他者と関わる機会を工夫して、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを行う。その中で教職員の温かい声かけや児童相互の「認められた」「人の役に立った」という経験は自己肯定感の高揚につながり、児童を成長させると考える。

ア 授業改善

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。（めあてや振り返りを位置付けた学習過程・板書の工夫）
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
(聞く姿勢・表現語彙・ハンドサイン等の徹底)
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。（ぐんぐんタイム）

イ 道徳教育

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・道徳の日を設定し、全学年一斉で行う。
- ・特別活動や学校行事との関連も考え合わせた「道徳科」の年間計画にしたがって内容項目を計画的に実施する。
- ・即効性を求める日常の指導と近い将来に向けて正しく判断できる力を養う道徳科の特性を生かした指導を重ねることで豊かな心を育む。

ウ 体験活動

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（運動会や学習発表会）を通して人間関係づくりを行う。
- ・高齢者の方との交流を行い、思いやりの気持ちを育む。
- ・地域の先生との学習を通して、感謝の気持ちと学校・地域への所属感を育む。

エ 呂童が自主的に行う活動

- ・呂童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・12月の人権月間の際、「いじめ問題」を取り上げ、人権劇・人権スローガンを作成する。
- ・縦割り行事（遠足・運動会・大なわ大会・縦割り遊び等）を通して、高学年には思いやりの心を育み、低学年には尊敬・感謝の心を育む。

オ 呂童へのはたらきかけ

- ・5月、12月の朝会で、人権に関わる話をしたり、そのテーマで話し合いをしたりして、感想を書きまとめたりする機会をもつ。
- ・「学級だより」にいじめや命に係わる「コラム」を載せる。

カ 保護者啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「京都市いじめの防止等取組指針」「大將軍小学校いじめ防止基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、職朝等を通して全教職員で共有する。
- ・教職員がいじめに係る情報を抱え込むことは法の規定に違反しうることを認識する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 呂童に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・呂童による記名アンケートを6・11月に実施。尚、4~6年生については、クラスマネジメントシートを活用する。
- ・学校評価の呂童によるアンケートにおいて、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。

(イ) 教育相談の実施

- ・7月と12月に、「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童生徒の観察に努める。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携による児童や保護者との教育相談を毎月2回実施する。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童生徒

への指導、地域や保護者への啓発に努める。

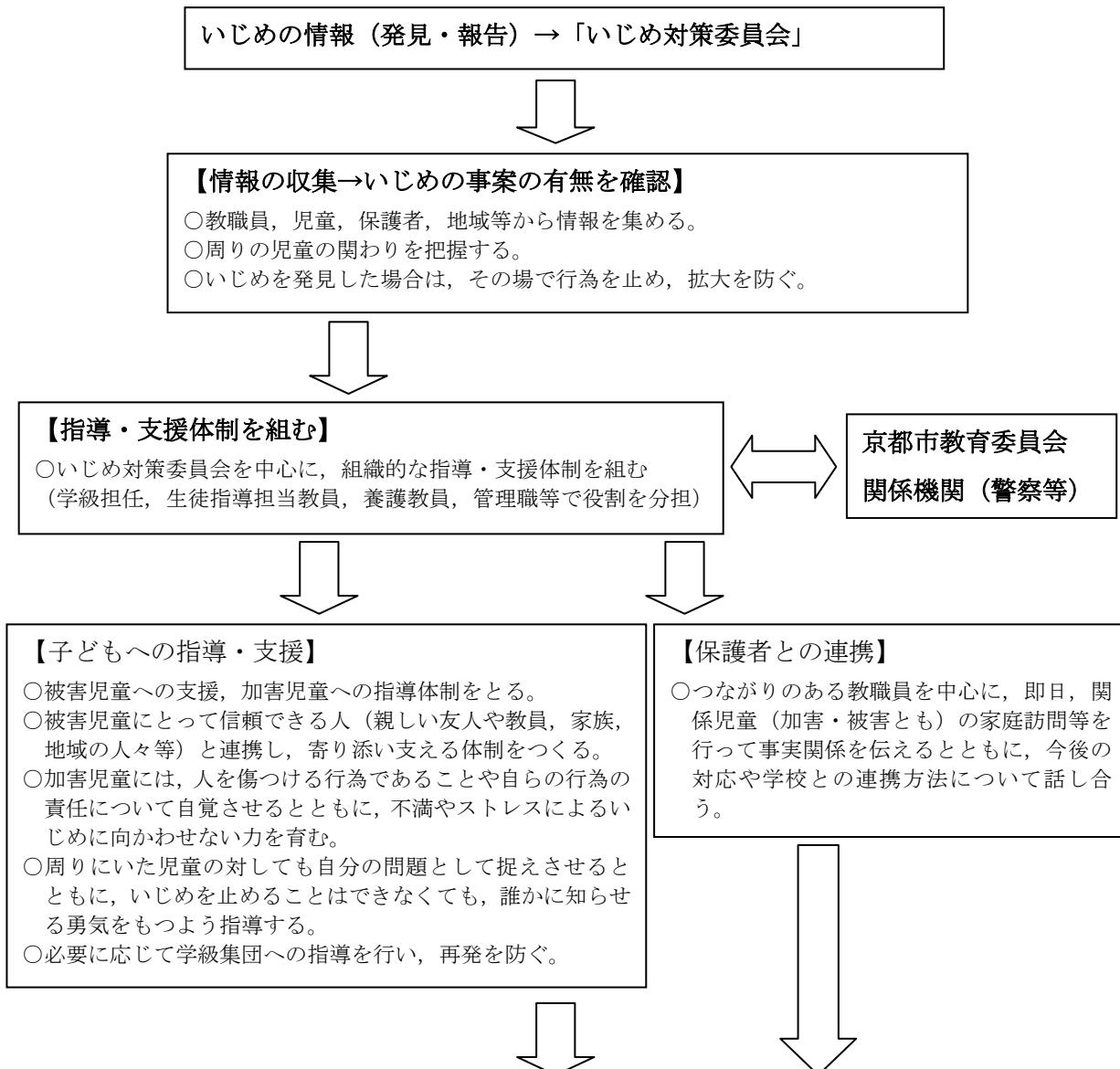
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を周知する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

(3) いじめが起きたときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」や「京都市いじめの防止等取組指針」を踏まえ、いじめの有無の確認については、被害児童・加害児童双方の話を丁寧に聴き取り、日時、場所、様態、機関だけでなく、経過や心情等も聞き取る。そして、被害児童への支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめが発覚したときの対応



【事後の対応】

- 継続的な指導や支援を行う。
- スクールカウンセラー等の活用も含めた心のケアを行う。
- 随時、指導・支援体制に修正を加え、組織的により適切な対応ができるようとする。
- 継続して状況把握に努める。

ウ いじめ解消の定義

いじめの「解消」とは2つの要件が満たされる必要がある。

- ① 少なくとも3か月間いじめに係る行為が止んでいる
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていない

である。「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性を踏まえ、日常的な注意深い観察を継続する。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

年間4回、生徒指導研修会時に実施する。内容は、

- 4月 「大将軍小学校いじめ防止基本方針の徹底」「学校のきまりの見直しと必要に応じた改善」
- 7月 「クラスマネジメントシート」「1・2・3年は、第1回児童アンケートを活用した研修」
- 8月 「各学年・学級にいる児童への働き掛けに対する事例を取り上げた研修」
- 11月 「第2回いじめアンケートを基にした分析と具体的取組に向けての研修」
- 2月 「年間のまとめ及びいじめ防止基本方針の見直し」

4 保護者・地域・関係機関との連携

(1) 地域・家庭との連携の推進に向けて

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「大将軍小学校いじめの防止基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。
- ・すべての教育活動において、地域・家庭と学校は密接なコミュニケーションを図り、互いに信頼関係を築くことができるようとする。
- ・大将軍小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「大将軍小学校いじめの防止基本方針」に対する理解を深める家庭教育講座や地域生徒指導連絡協議会での研修会を設定する。
- ・いじめの防止等の取組について自己評価及び学校関係者評価を行い、取組の達成状況、効果等につ

いて振り返り、取組内容や方法を見直すことにより、取組の改善を図る。

(2) 関係機関との連携の推進に向けて

- ・研修会等で、関係機関の種類・連絡先等を教職員全体で共通理解する。その上で、必要に応じては関係機関に積極的に相談するようとする。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー及びスクールサポーターとの連携を密にしておく。

5 重大事態への対応

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、「いじめ防止対策推進法」や「京都市いじめの防止等取組指針」を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重態事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は、

- ・命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあるとき。
 - ・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- が主なものである。

本校が調査の主体となる場合

本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等）を速やかに行う。

京都市教育委員が調査の主体になった場合

京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	生徒指導（いじめ対策含む）委員会 職員会議「学校いじめ防止基本方針」の共通理解	ともだちの日 朝会でのいじめ防止基本方針といじめ対策委員会の紹介 地域ボランティアよろしくの会		入学式後の保護者説明 学校説明会でのいじめ防止基本方針といじめ対策委員会の周知 学級懇談会
5	生徒指導（いじめ対策含む）委員会 ケース会議 学級経営方針の交流会	ともだちの日 6年修学旅行 1年生を迎える会 縦割り活動の結団式 小中合同あいさつ運動	家庭訪問指導	SCによるカウンセリング
6	生徒指導（いじめ対策含む）委員会 ケース会議	ともだちの日 ケータイ安全教室（5年） 4年みさきの家野外活動 小中合同あいさつ運動	第1回クラスマネジメントシート・いじめに関するアンケート実施	休日参観（道徳授業公開） SCによるカウンセリング
7	生徒指導（いじめ対策含む）委員会 ケース会議 アンケートを活用した研修	ともだちの日 大將軍フェスティバル 5年花背山の家野外活動 小中合同あいさつ運動	教育相談週間 第1回学校評価（保護者・学校運営協議会等） 第1回児童による学校評価	教育相談 個人懇談会 SCによるカウンセリング
8	生徒指導（いじめ対策含む）委員会 ケース会議 なかまづくりに関する事例研修会	小中一貫児童会・生徒会交流会		SCによるカウンセリング
9	生徒指導（いじめ対策含む）委員会 ケース会議	ともだちの日 運動会 小中合同あいさつ運動		SCによるカウンセリング 学級懇談会
10	生徒指導（いじめ対策含む）委員会 ケース会議	ともだちの日 縦割り遠足 小中合同あいさつ運動		第1回家庭教育講座 SCによるカウンセリング
11	生徒指導（いじめ対策含む）委員会 ケース会議 アンケートを基にした研修会	ともだちの日 学習発表会 全校持久走大会 小中合同あいさつ運動	第2回クラスマネジメントシート・いじめに関するアンケート実施	SCによるカウンセリング
12	生徒指導（いじめ対策含む）委員会 ケース会議	ともだちの日 人権朝会（いじめ防止の人権標語作成） 人権講演会 薬物乱用防止教室（6年） 小中合同あいさつ運動	教育相談週間 第2回学校評価（保護者・学校運営協議会等） 第2回児童による学校評価	道徳・人権学習の授業参観・懇談会 個人懇談会 教育相談 SCによるカウンセリング
1	生徒指導（いじめ対策含む）委員会 ケース会議	ともだちの日 小中合同あいさつ運動		第2回家庭教育講座 SCによるカウンセリング

2	生徒指導（いじめ対策含む）委員会 ケース会議 年間のまとめ・基本方針の見直し	ともだちの日 性に関する指導 小中合同あいさつ運動		新1年半日入学保護者説明 学級懇談会 SCによるカウンセリング
3	生徒指導（いじめ対策含む）委員会 ケース会議	ともだちの日 6年生を送る会 小中合同あいさつ運動 地域ボランティア感謝の会		SCによるカウンセリング